

第 14 回うるま祭り出店要綱

祭り日程：令和 1 年 10 月 19 日（土）～令和 1 年 10 月 20 日（日）

※祭り順延の場合は、翌週の土日（予定）とする。

祭り会場：うるま市具志川総合運動公園

1. 総則

- (1) 第 14 回うるま祭りの出店に関する一切の事項は、この要綱による。
- (2) 出店業者は、この要綱を遵守しなければならないまた祭り運営を妨げる行為をしない。
- (3) うるま祭り実行委員会（以下「実行委員会」という。）は、出店業者がこの要綱に反する行為を行った場合、または祭り運営を妨げる行為を行なった場合はその業者に対し、出店の取り消しまたは、営業を停止し、退去を命ずることができることとし、該当出店業者については次回からの出店は一切認めない。

出店資格

- (1) 沖縄県内で出店事業を専業として営んでいる者。（うるま市内において専業者または出店業組合に加入しているもの）
その他うるま市まつり実行委員会が認める者。（市内一般事業者、市民団体、等）
- (2) 実行委員会及び出店の共同管理を行う沖縄県出店業事業協同組合の指示を守れる者。

2. 出店基準

- (1) 法令等により許認可を必要とする業種の場合は、その許認可を受けていることとし、当日は営業許可証（原本）を掲示すると共に営業にあたっては関係法令の記載事項を順守すること。
- (2) 公序良俗に反する出店は一切認めない。
- (3) 暴力団構成員並びに暴力団準構成員が運営、もしくは販売者として従事させる場合の申込は受け付けません。

事項及び条件等

- (1) 保健所の許可を必要とする業種（飲食関係等）で許可証のないものは出店を認めない。
- (2) 指定された場所を他人に転貸し、または目的外に使用してはならない。
※名義貸しが発覚した場合は名義者に対して、即刻出店を停止・撤去を行なう。
名義貸し者に対して今後一切の出店受付を行なわない。
- (3) 祭り期間 2 日間出店できることを原則とする。また、指定された場所以外での営業活動、及びこれに付随する活動をしてはならない。
- (4) 出品の販売価格は原則として自由とするが、市場実勢価格を守ることとし不当な価格で物品を販売してはならない。また全ての商品に販売価格を必ず表示すること。
- (5) 店舗前が見やすい場所に必ず商号を表示すること。
- (6) 販売する商品または材料等は、市産品や県産品を可能な限り優先して使用すること。また、酒類についてはオリオンビール、泰石酒造、崎山酒造、神村酒造、新里酒造の商品のみとし、その他の商品についても市内事業所を出来る限り利用すること。
- (7) 実行委員会が交付する出店許可証を必ず見やすい場所に掲示すること。許可証なき者の営業は一切認めない。
- (8) 「カセットコンロ」及び「木炭」の持ち込みを一切禁止する（予備としての持ち込みも禁止する）。
- (9) 発電機及び燃料（ガソリン類等）の持ち込みは禁止する。電気を必要とする場合は、沖縄

県出店業事業協同組合に利用申請し申し込むこと、料金は出店業組合に支払うこと。
なお不慮の事故または発電機の故障による営業補償については実行委員会及び出店業事業協同組合は一切その責任を負わない。

沖縄県出店業事業協同組合
☎ 9 3 3 - 8 8 0 1
沖縄県沖縄市山内1丁目8番19号

- (10) 全ての出店業者は、必ず消火器を設置すること。また、【別紙1】の注意事項を遵守すること。
- (11) 飲食物を取り扱う業者は、特に商品の品質管理、衛生管理を十分に行うとともに、保健所の許可が必要な業種については必ず保健所の許可を得ることとし、祭り当日は保健所並びに衛生指導員の指示に従うこと。万一食中毒等が発生した場合、出店業者は自らの責任でもって適切な対応をすること。

沖縄県中部福祉保健所 生活衛生班
☎ 9 3 8 - 9 7 8 7
沖縄県沖縄市美原1丁目6番28号（美里公園近く）

- (12) 飲食物を取り扱う業者は生産物賠償責任保険（PL保険）又は食品営業賠償共済保険に必ず加入すること。（証券等の写しを提出すること）
- (13) 物販・ゲーム、遊具を取り扱う業者は施設賠償責任保険に必ず加入すること。（証券等の写しを提出すること）
- (14) 未成年者への酒（アルコール）類の販売を禁止する。（法律により罰せられます。）
またその旨を掲示すること、必ず自動車を運転する者への、飲酒を目的とした酒（アルコール）類の販売を禁止し、その旨を店頭に表示すること。万一販売を行っているのが発見（発覚）した場合、次回からの出店を認めない。
- (15) 物販・ゲーム等の出店において、他者に危害を与えるおそれのあるもの（エアガン・レーザーポインター等）、及び会場を汚損するおそれのあるもの（パーティスプレー等）について、商品及び景品として取り扱うことや、現金を商品及び景品として取り扱うことを禁止する。また、飲食物を取り扱う業者は、瓶など割れ物の容器による販売を禁止する。
- (16) 営業に伴い、盗難及び危険防止等の管理を十分に行うこと。万一損害を被った場合でも実行委員会及びうるま市商工会、沖縄県出店業事業協同組合は一切責任を負わない。
- (17) 申込以外の物品等を新たに扱う場合は、事前に届出を行い、その承認を得ること。
- (18) 祭り期間の途中で引き上げる場合は、必ずその旨を実行委員会に連絡すること。
連絡なき者は次回からの出店を認めない。
- (19) 店舗周辺の清掃は随時行うこと。
- (20) 花火打上げの際には、観客及び作業の安全が確保できる範囲内（100w未満の電球5個まで）で店舗の照明をおとし、花火終了後は速やかに閉店準備を行うこと。※花火終了後も電球は5個までとする。
- (21) 祭り開催中は、常に出店周辺の美化に努めること。また、祭り日程終了後においても、出店場所・出店周辺の清掃作業を行い原状回復すること。原状回復が不十分な場合には、祭り翌日、事務局の呼び出しに応じ清掃作業を行うこと。応じない業者は次回からの出店を認めない。
- (22) 移動パーラーでの販売は禁止（場内・場外問わず）とする。
- (23) 暴力団との関わりがないこと。暴力団に指定場所を転貸しないこと。暴力団員を出店に従事させないこと。この事項に違反した場合は、即刻撤去し、撤去させられても異議を申

し立てないこと。

(24) 運営管理について、実行委員会の行う指示、また腕章をした指導員の指示に従うこと。

4. 申込方法及び申込先

(1) 「出店申込書」に必要事項を記入の上、必要書類を添えて、うるま市商工会与勝本所に申し込むこと。

うるま市商工会 与勝本所
☎ 9 7 8 - 3 1 6 8
うるま市勝連平安名 2 8 8 4 番地 1

(2) 他人の商号または名義・住所を借りて申し込むことはできない。

※受付時は本人確認ができるものをお持ちください（免許証または健康保険証等）

(3) 申込手続きを完了した者に対し、出店場所の抽選を行った後で出店許可証を交付する。

(4) 場所決定後は原則としてその場所の変更はできない。ただし、出店業者間同士の話し合いで場所の変更を行うときは遅滞なく連絡し、必ずその承認を得ること。

5. 申込受付期間及び時間と場所抽選日

(1) 申込受付期間及び時間と場所抽選日は次のとおりとする。

申込受付期間及び時間	出店説明会・場所抽選日
市内出展者：9月2日(月)～ 9月6日(金) 午前9時～午後5時	日時：9月24日(火) 午後3時 会場：うるま市商工会与勝本所2F (うるま市勝連平安名 2884-1) ※当日は警察・消防・中部保健所からの説明もあるため、 <u>出店者は必ず出席</u> すること。

※申込期日以降のキャンセルは不可とする。

※出店説明会に出席しない事業所は、事務局主導で出店場所を決定する。

(2) 出店業者の決定

申込受付期間内でお申し込み下さい。ただし、申込数が定数（市内業者枠・沖縄県出店業事業協同組合枠・市内資金造成団体等の枠）を上回った場合は、市内業者を優先した上で抽選により出店者を決定することとします。

なお、抽選は上記の日時に行うことし、抽選を実施する場合は事務局より申込書に記載された住所へ文書にて通知いたしますので、出店業者の決定に係る抽選会には必ず文書をご持参ください。（申込数が定数を上回らない場合は出店業者の決定に係る抽選は実施しません）。

(3) 抽選順について

抽選については下記の順に行う。抽選した業者から順に場所を指定していく。

抽選順

- ① 商工会会員で出店業協同組合に加入しているもの
- ② 商工会員、その他出店業組合員で実行委員会が認めるもの
- ③ 非商工会員で市内・市外事業所
- ④ 市内資金造成団体

6. 出店料

原則、祭り期間2日間で次のとおりとする。

- (1) 一店舗当りの大きさは、最大5.4m × 3.6m テントを基準とする。

※テントは出店業者自ら持ち込むこととし、実行委員会では準備しない。

- (2) 出店料は、次のとおりとする。※一律前年度より1万値上げしております。

出店業者区分	テナント料金
市内業者 (観光物産協会会員 + 商工会会員)	45,000円
市内業者 (観光物産協会会員 か 商工会会員のいずれか)	50,000円
市内業者 (観光物産協会・商工会双方の会員未登録者)	60,000円
市外業者 (観光物産協会会員 か 商工会会員のいずれか)	60,000円
市外業者 (観光物産協会・商工会双方の会員未登録者)	70,000円
市内資金造成団体等 (スポーツクラブ、文化部など)	20,000円
大型遊具業 (会場内設置)	60,000円
※ただし、祭り協賛に係る業者については協議の上決定する。	

○出店料は、出店説明会当日にて現金で支払うこと。

○市内資金造成団体等とは営利を目的としない団体で、学校・地域社会で教育・文化・福祉・スポーツ活動を実施している団体をいい、収益金の寄付、派遣費の捻出を目的としていること。(※要営業許可)

- (3) 既に払い込んだ出店料は、次の場合を除きいかなる理由があっても返納しない。

- ① 天候不良、または災害等により、実行委員会が祭りを中止すると判断した場合(順延は含まない)。
- ② 感染性の疾病(インフルエンザ等)の蔓延、または蔓延するおそれがあり、実行委員会が祭りを中止すると判断した場合(順延は含まない)。

7. 営業時間

次の営業時間を厳守すること

○ 開店時間 …… 正午12時00分 ○ 閉店時間 …… 午後 9時00分

- (1) 閉店時間以降は、定められた範囲内(2.出店留意事項及び条件等のNo.20)で店舗の照明をおとし、速やかに閉店準備を行うこと。
- (2) 閉店時間以降の物品等の販売を禁止する。万一販売を行っているのが発見(発覚)した場合、次回からの出店を認めない。
- (3) 発電機の電源は午後10時00分に落とすこととする。電源を落とした後の金銭管理及びパソコン等の機材管理は十分に行うこととし、万一紛失、故障等があった場合でも実行委員会及びうるま市商工会、沖縄県出店業事業協同組合は一切責任を負わない。

8. 駐車場

- (1) 出店業者の駐車場については、実行委員会が指定する駐車場を利用すること。
- (2) 但し、駐車スペースが限られているため、1店舗に対し車両1台までの確保とする。
- (3) 実行委員会が交付する駐車許可証を、見えやすい場所に表示すること。
- (4) 実行委員会が指定する場所以外の会場内及び会場周辺への駐車を禁止する。

9. 設営及び撤去

- (1) 設営は、飲食が10月17日(木)13時から、物販が10月18日(金)10時からとする。祭り前日までに完了すること。(厳守)

- (2) 来場者の安全確保を目的として、祭り当日の午前11時00分から午後10時00分までの時間帯は、搬入・搬出のための祭り会場内への車両乗り入れを禁止する。※搬出に関しては会場の状況により時間が遅れることがあります。

※ニコ町があるため午前11時までに車は会場内から出るようにお願いします。

- (3) 祭り終了後の撤去については、祭り翌日10月21日(月)午前中までに完了すること。

10. ゴミの分別及び処分 確認必要

- (1) 出店業者から出るゴミについては、実行委員会が定める方法【別紙2】に従って分別し、処分すること。
- (2) 実行委員会が定める方法に基づかない場合又はエコステーション設置の時間内(午後1時から午後9時30分まで)にゴミを持ち込めない場合は、各自でゴミを持ち帰り処分すること。

11. 重要事項

- (1) 祭りが中止または延期されたことにより出店業者が被った損害については、実行委員会及びうるま市商工会、沖縄県出店業事業協同組合は一切責任を負わない。
- (2) 会場となっている陸上競技場のフィールド内(芝生内)への車両の乗り入れ、及びフィールドを損傷させる行為は厳禁とする。これに従わずフィールド及びフィールドの芝生を損傷させた場合には、実行委員会は当該損害の賠償を請求する。
- (3) この要綱に定めのない事項については、実行委員会の指示に従うこと。
- (4) 本要綱に違反した者は、次回からのうるま祭りへの出店資格を失うものとする。
- (5) 出店業者は、祭りを安全且つ順調に実施する義務を負う。
- (6) 個人情報の取り扱いについては、祭りを安全かつ円滑に実施、運営するために必要な範囲内で使用する。

【お問い合わせ】

うるま市商工会 与勝本所 〒904-1105 うるま市勝連平安名2884番地1
TEL:098-978-3168 FAX:098-978-3940 担当:長浜・平良